

受講生募集

栃木県要約筆記者 養成講習会



POINT 1 要約筆記って？

- ・話の内容をその場で要約し文字にして伝える通訳です。
- ・聞こえない・聞こえにくい方のコミュニケーションを支援します。
- ・「手書き」と「パソコン」の2種類の方法があります。

POINT 2 要約筆記はなぜ必要？

聴覚障害者のコミュニケーションの方法は手話だけではありません。

音声の聞こえ方は人によって異なり、特に、中途失聴者や難聴者にとっては、新たに手話を習得することは困難な場合もあります。

音声情報を文字にして通訳することで、話の内容がわかり、会話に参加したり情報を得たりすることができます。



POINT 3 どんな活動をするの？

聴覚障害者個人や企業・団体等の依頼に応じ、病院や会議、講演会などでの通訳活動に派遣されます。

利用者の隣で筆記や入力をする「ノートテイク」、複数の利用者に向けた「全体投影」などで情報を伝えます。

要約筆記者同士、ペアやチームを組んで活動することもあります。

POINT 4 オリエンテーションについて

日時：4月25日（土）13:00～15:00（予定）

講習会に向け、オリエンテーションを開催します。

手書き・パソコンコースそれぞれの様子をお見せしながら、講習会カリキュラムや要約筆記を学ぶ目的などご説明いたします。オリエンテーション参加後に、受講のご検討をすることも可能です。



☆講習会の内容や申込方法などの詳細は裏面をご覧ください☆

お問合せ先

とちぎ視聴覚障害者情報センター
☎028-627-6889 ✉youyakukoushuu@tochigikenshakyu.jp



令和8（2026）年度栃木県要約筆記者養成講習会

期間	令和8年5月9日（土）～12月19日（土）※予備日含む ・原則、毎週土曜日の午後1時から最長午後5時まで ・全90時間（30回前後）を予定
主会場	とちぎ福祉プラザ（住所：宇都宮市若草1-10-6）※会場は変更になる場合があります。
内容	要約筆記の基礎や技術とともに、要約筆記に必要な理論や知識について学び、要約筆記者認定試験を目指します。
対象	①講習会修了後に「栃木県要約筆記者認定試験」を受験し、合格後は栃木県登録要約筆記者として通訳活動に協力する意志のある方。 ②音声情報を文字にする通訳活動を行うにあたり、聞こえに支障のない方。 ③パソコンコースは、ご自身のノートパソコン（Mac不可・Windows11）を持参し、操作に慣れ、タッチタイピング（目安：70文字/分）ができる方。
定員	手書きコース・パソコンコース各15名 *受講が決定した後「決定通知」を申込書に記載のご住所あてにお送りいたします。 *受講が決定した方は、以下の「オリエンテーション」にご参加ください。
参加費	受講料は無料ですが、テキスト代（4,500円程度）は自己負担となります。
お申込み	・申込方法：申込書のご提出（FAX・郵送・メール・来所）または申込フォームの入力 ・お申込み、お問合せ先 （福）栃木県社会福祉協議会 とちぎ視聴覚障害者情報センター 〒320-8508 宇都宮市若草1106 とちぎ福祉プラザ2階 TEL:028-627-6889 FAX:028-627-6889 メール:youyakukoushuu@tochigikenshakyo.jp ・お申込み〆切 4月15日（水）必着
オリエンテーション	4月25日（土）午後1時から午後3時（於）とちぎ福祉プラザ第1研修室（予定） ※受講決定者には改めて詳細を通知いたします（4月15日以降）。 ※手書き・パソコンコースそれぞれの様子をお見せしながら、講習会カリキュラムや要約筆記を学ぶ目的などご説明いたします。



申込みフォーム



受講申込書

希望コース (どちらか一方に☑)	<input type="checkbox"/> 手書きコース <input type="checkbox"/> パソコンコース	
フリガナ 氏名		生年月日
住所	〒	
連絡先	(電話)	(メール)
志望理由		
この講習会をどこで 知りましたか？		



※切り離さず、この用紙のままご提出ください。